

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当等の額の引上げを行うとともに、55歳を超える職員の昇給停止等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであるが、衆議院において、内閣総理大臣等の俸給月額について、平成11年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする修正が行われた。

委員会においては、10月8日、両案を一括して議題とし、公務員給与に対する国民の理解の増進、昇給停止年齢の引下げ問題、国立大学の独立行政法人化等について質疑が行われた。質議終局後、一般職職員給与法等改正案に対し、昇給停止に関する改正規定を削除する修正案が提出された。次いで、討論の後、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案は、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

9月8日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

また、9月17日、人事院勧告に対する政府の対応に関する件、北朝鮮のミサイル発射問題と危機管理に関する件、防衛庁調達実施本部の背任容疑事件と公務員の綱紀粛正に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、男女共同参画の推進に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月8日（火）（第2回）

- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 人事院勧告に対する政府の対応に関する件、北朝鮮のミサイル発射問題と危機管理に関する件、防衛庁調達実施本部の背任容疑事件と公務員の綱紀肅正に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、男女共同参画の推進に関する件等について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上両案について太田総務庁長官から趣旨説明を、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君から説明を聴き、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、さき

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき

反対会派 共産

欠席会派 無

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第88号外5件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成10年8月12日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げるとともに、公安職俸給表(一)に新たに職務の級特2級を設ける。
- 2 55歳（人事院規則で定める職員にあっては、56歳以上で人事院規則で定める年齢）を超える職員は、特別の場合を除き昇給しないものとする。また、56歳以上の職員の昇給延伸措置を廃止する。
- 3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を31万6,400円（現行31万2,200円）に引き上げる等の措置を講ずる。
- 4 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額5,000円（現行4,000円）に引き上げる。
- 5 単身赴任手当について、基礎額を月額2万3,000円（現行2万円）に、交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額4万5,000円（現行2万9,000円）に、それぞれ引き上げる。
- 6 宿日直手当について、通常の宿日直勤務の勤務1回に係る支給額の限度額を4,000円（現行3,800円）に引き上げる等の措置を講ずる。
- 7 義務教育等教員特別手当について、中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員に対して支給するとともに、後期課程に勤務する教育職員に対して権衡上必要と認められる範囲内において支給する。
- 8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万9,200円（現行3万8,900円）に引き上げる。
- 9 任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 10 本法律は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に関する改正規定は平成11年1月1日から、一定年齢を超える職員の昇給に関する改正規定及び義務教育等教員特別手当に関する改正規定は同年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 臨時大深度地下利用調査会委員を適用範囲から削除する。
- 6 本法律は、公布の日から施行し、臨時大深度地下利用調査会委員を削除する改正規定を除き、平成10年4月1日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10. 2	10.10. 5 (予備)	10.10. 8 可 決	10.10. 9 可 決	10.10. 5 内閣	10.10. 6 可 決	10.10. 7 可 決
6	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10. 2	10. 5 (予備)	10. 8 可 決	10. 9 可 決	10. 5 内閣	10. 6 修正	10. 7 修正